新型コロナウイルス感染症
学校における感染対策ガイドライン
Ver.12（R5.4.1版）

新型コロナウイルス感染症への対応については、今後も、学校における感染及びその拡大リスクを可能な限り低減した上で、持続的に児童生徒の教育を受ける権利を保障することが大切になってきます。

国は、新型コロナの感染症法上の位置づけを、５月８日から５類感染症にするとともに、４月１日以降の新学期におけるマスクの着用の考え方については、「学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする」等としたところです。

富里市教育委員会においては、県教育委員会が新型コロナウイルス感染症学校における感染対策ガイドラインを改訂したことに伴い本ガイドラインを改訂することとしました。

教職員の皆様には、持続的な対応や手順を確認しつつ、必要な体制を整備し、組織的に取り組みにより、校内にウイルスを持ち込まないように、また、感染を広げないように、本ガイドラインを参考に、新型コロナウイルス感染及び感染拡大防止に向け、感染症対策の徹底をお願いします。

（本ガイドラインは、最新の知見や状況等を踏まえ、随時、更新します。）

1　校内体制の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2　連絡体制の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
3　家庭との連携　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
4　学校における感染対策の基本　・・・・・・・・・・・・・・・4
5　健康観察の徹底　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
6　基本的な感染症対策の徹底　・・・・・・・・・・・・・・・・6
7　児童生徒・教職員に感染者等が発生した場合　・・・・・・16
8　出席停止の取り扱い　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
9　児童生徒等に対する正しい知識等の指導　・・・・・・・・23
10　教職員の感染予防の徹底　・・・・・・・・・・・・・・・・24

富里市教育委員会

１ 校内体制の整備

各学校においては、当面の間、新型コロナウイルス感染症対策にあたる対策本部を設置し、学校全体で感染対策に取り組む体制を整備することとする。

設置にあたっては、学校の規模や職員構成に応じた対策本部を組織するものとし、以下の例を参考に、実働的な対策本部となるよう努める。

＜対策本部の役割＞

平時：感染対策の検討・実施、児童生徒等及び教職員の健康状況確認　等

感染者等発生時：対応の総括・指示、保健所との連絡、情報発信等

＜対策本部の設置例＞

〔例１〕既存の委員会等を利用して設置する。

（例）・企画委員会
　　・連絡調整会議　等　＝　対策本部

〔例２〕基本メンバーを決め、扱う内容によりメンバーを増減する。

（例）感染者発生時

【対策本部】
校長、教頭、教務主任、学年主任、養護教諭　　など

＋

学級担任
　教科担当 など

〔例３〕対策本部に加え、小チームを設置する。

（例）

【対策本部】
　校長、教頭、各チーム長、各学年主任、養護教諭 など

【保健チーム】 保健担当主任・養護教諭
感染症対策の指導・徹底、児童生徒等の健康状況の集約、
体調不良時の対応に係る体制整備 等）

【児童・生徒支援チーム相談】生徒指導・教育相談・学年主任
登校時健康確認指導、感染者・濃厚接触者に対する差別偏見の
防止、いじめ対応・心のケア・SC との連携

【教務チーム】 教務主任、各学年主任、学級担任
（時間割の作成、授業実施形態の検討、学習内容の精選等）

２ 連絡体制の整備

（１）関係機関への連絡

あらかじめ、学校所在地を管轄する保健所、教育委員会、学校医等の緊急連絡先一覧を作成し、教職員間で共有する。

（２）教職員への連絡

□緊急時の連絡網やメール配信など、休日や夜間等の連絡方法を明確にし、改めて教職員間で共有する。

□校長は、教職員が感染者となった場合など、本人以外の緊急連絡先が必要となった場合に備え、可能な範囲で把握しておく。

（３）保護者、児童生徒等への連絡

保護者への連絡体制（メール配信、電話による連絡など）を確認する。また、学校のホームページを活用した情報提供方法を検討する。

３ 家庭との連携

◎家庭内感染が最多であることから、家庭から学校に感染を広げないように各家庭の協力を得る。

（１）家庭における検温・健康観察の徹底

□児童生徒は、毎朝の検温と健康状況の確認を実施してから登校するように指導し、同居家族にも、毎朝の検温と健康状況の確認を依頼する。

□児童生徒や家族に発熱や風邪や原因不明の体調不良症状がある場合は、登校を控え、自宅で休養する。発熱が続く場合は、必ず医療機関に相談し、医師の許可がでるまでは、登校を控えるようにする。

□無症状の同居家族が濃厚接触者や検査対象者に特定された場合については、特段登校を控えることを求める必要はない。

□新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難であるため、軽微な症状のある児童生徒等や教職員の登校については、児童生徒等の健やかな学びを保障する観点等を踏まえつつ、感染状況や持病の有無など個別の状況に応じて判断する。

（２）休日や学校外での活動

□不特定多数の人がいるところでは、換気（空気の入れ替え）、人との間隔を空ける、すいている時間帯や移動方法の選択、すいた場所の利用などのよって、感染リスクを下げられる。

□感染経路の不明な感染者数が増加している地域では、学校以外においても学校を通じた人間関係の中で感染が広がらないよう十分に注意する。

（３）下記の場合は、すみやかに学校への連絡を依頼する。

□児童生徒や同居家族が新型コロナウイルスに感染した場合や濃厚接触者に特定された場合（同居の家族が感染した等）

４　学校における感染対策の基本

★感染予防の３原則

（１）　感染源を絶つ⇒発熱や風邪症状のある者等の自宅休養の徹底

（２）　感染経路を絶つ⇒手洗い・咳エチケット・清掃・消毒

（３）　抵抗力を高める⇒免疫力を高める

（規則正しい生活・十分な睡眠・休養・適度な運動・栄養バランスのとれた食事）

★集団感染リスクへの対応⇒3 密（密閉・密集・密接）の回避

（１）換気の徹底

（２）身体的距離の確保

（３）マスクの着用を推奨されている場面では、児童・生徒・職員についても、着用が推奨される。

５　健康観察の徹底

★外からウイルスを持ち込まない

（１）学校における登校時の健康状態の確認の徹底

□児童生徒等は、毎朝登校前に、家庭で検温と健康状況の確認を行い、発熱や風邪症状等がある場合は自宅で休養することを徹底する。

（同居の家族にも毎朝検温、体調で変わったことがあれば学校へ連絡。）

※ 毎朝、児童生徒等の健康状態等について、家庭で「健康観察カード」（別紙１）を記入し、朝の健康観察時、担任に提出する。

※発熱や風邪症状、原因不明の体調不良がある場合

※発熱や風邪等の体調不良での欠席が続く場合は、必ず医師に相談し、登校許可を得てから登校する。（治癒証明書は不要）その間は出席停止扱いとする。

※登校に際しては、必ず学級担任が、保護者にその状況を確認してからとする。

❑以下の＜相談・受診の目安＞にあてはまる場合は、かかりつけ小児医療機関（小児の場合、小児科医による診察が望ましいとされる）に電話等で相談するよう、保護者に周知する。

★学級担任は、毎朝、非接触体温計（各学級に１本ずつ配付済み）を教室に持って行き、積極的に検温を行い、健康観察の徹底を図り、児童生徒の体調を確認

＜相談・受診の目安＞

いずれかに該当する場合は、すぐに相談（該当しない場合も相談可）

◆息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

◆基礎疾患があり、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合

◆上記以外で発熱や咳など、比較的軽い風邪症状が続く場合（症状には個人差があるため、強い症状と思う場合は、すぐに相談。解熱剤等を飲み続けなければならない場合も同様）

★発熱がある場合の相談について

・発熱等の症状がある場合は、

① 日頃から通院している医療機関か、近くの医療機関に電話で相談する。
（必ず事前に医療機関に電話相談すること）

② かかりつけ医がいない場合は、相談先に困った場合は、相談窓口（別紙）に相談する。

【相談窓口・かかりつけ医がいなくてこまった場合】

〇千葉県発熱相談コールセンター　　電話０５７０－２００－１３９

学校で（登校時を含む）

児童生徒等の発熱や風邪症状等を確認した場合

・当該児童生徒等を安全に帰宅させ、症状がなくなるまで、自宅で休養させる。症状の改善がみられ、帰宅させるまでの間、学校にとどまる場合は、他の人との接触を可能な限り避けられるよう、症状を考慮した上で（他の体調不良者等の来室が想定されるため）保健室以外の別室で待機させる等配慮する。
・必要に応じて受診を勧め、受診の状況を必ず確認する。
※必ず、医療機関に電話で相談してから、受診するように伝える。

★外部からの来校者に対する健康状況の確認

外部からの来校者に対し、来校前の検温と健康状況の確認を依頼するとともに、必要に応じて玄関での検温を依頼する。マスクの着用、手指のアルコール消毒を依頼し、感染予防の徹底を図る。

⇨ 来校時、発熱やかぜ症状が見られる場合には、校内の立ち入りや校内行事への参加を見合わせてもらう。

６　基本的な感染症対策の徹底

学校医・学校薬剤師等と連携し、保健管理体制を整備するとともに、教育活動全般を通じ、適切な消毒や清掃により、環境衛生を良好に保つよう努める。

※「３密の回避」「換気、咳エチケット」「手洗い」などの基本的対策の徹底が大切です。

＜対策別＞

対策の主なポイント

◆ウイルスを含む飛沫が
　目、鼻、口の粘膜に付着するのを防ぐ
◆ウイルスが付着した手で
　目、鼻、口の粘膜と接触するのを防ぐ

手を
清潔に

顔の粘膜
を守る

・石けんによる手洗い

□登校直後、トイレ使用後、共用の教材・教具・情報機器などを使用する前後、昼食前後等こまめに行う。

※手洗いを行う前に、目や顔を触らないよう、注意喚起する。

※手洗い場の数が十分でない場合もあることから、授業前後等は、手洗いの時間に配慮する。

□手洗い場には、液体泡ソープや石けん等を配置し、児童生徒等が手洗いできる環境を整備する。

□手指用アルコール消毒液は、流水での手洗いができない際に補助的に用いられるものであることから、まずは、石けんによる手洗いを徹底し、手指用アルコール消毒液は、給食配膳台等の消毒等に使用したり、学校の出入り口等に設置して、来訪者等の手指の消毒に活用したりする。

□マスクの着用

〇児童生徒・教職員とも、学校教育活動の実施に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とする。

〇ただし、マスクの着用が推奨される以下の場面においては、児童生徒や教職員も着用を推奨

・登下校時（通勤ラッシュ時）に混雑した電車やバスを利用する場合

・校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合

〇また、基礎疾患等の様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望する者に対して、マスクを外すことを強いることのないようにすること。

学校施設や用具等の清掃及び消毒

普段の清掃及び消毒は、通常の清掃活動の中で、ポイントを絞って消毒効果を取り入れる。新型コロナウイルスに有効性が認められた界面活性剤を含む家庭用洗剤等を用いて発達段階に応じて児童生徒が行っても差し支えない。

児童生徒には、手洗い指導の徹底をはかり、全ての児童生徒が、手洗いが適切に行われていれば、過度な消毒作業とならないように留意する。

◎感染者が出た場合は従来通り、次亜塩素酸ナトリウム消毒液（0.05%）又は消毒用エタノールを用いて消毒する。児童には、次亜塩素酸ナトリウム消毒液（0.05%）は使用させない。

（１）清掃及び消毒のポイント

□大勢がよく手を触れる場所（ドアノブ・手すり・スイッチ等）

１日１回消毒液（消毒用エタノールや新型コロナウイルスに対し有効性が認められた界面活性剤を含む家庭用洗剤液）に浸した布巾やペーパータオルで拭く

全ての児童生徒が、手洗いが適切に行われていれば、この作業は省略しても差し支えない。

□共用の教材・教具・用具など

児童生徒及び教職員ともに、使用都度の手洗いは不要であるが、使用前後の手洗いを徹底する。

□トイレや洗面所

通常の清掃活動の範囲で清掃する。（特別な消毒作業は不要）

下痢等でトイレが汚れた場合は、次亜塩素酸ナトリウム消毒液（0.1%）で消毒 ※感染性胃腸炎にも有効 ※特に便器・便座・便座周りの床・ドアノブ・レバー・ペーパーホルダー・蛇口

□机・椅子

通常の清掃活動で拭き掃除（特別な消毒作業は不要）

※新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含む家庭用洗剤液

◎留意点　　十分な換気　　マスクの着用　　作業後の手洗い

□十分な換気を行い清掃する。作業後は石けんによる手洗いを十分に行う。

（２）消毒について

【注意事項（各消毒液共通）】

・作業中は換気を十分に行う・作業中は目、鼻、口、傷口などは触らない。

・人のいる環境で噴霧しない。

・容器に消毒液であることを明記、児童生徒に触らせない。

＜消毒方法＞
・消毒用エタノールを浸した布巾やペーパータオルで拭いた後、そのまま乾燥させる。
＜注意事項＞
・揮発性が高く、引火しやすい性質があるため、電気スイッチ等への直接の噴霧はしない（故障や引火の原因となる）。

家庭用洗剤

＜消毒方法・注意事項＞
・パンフレット「ご家庭にある洗剤を使って身近な物の消毒しましょう」（別紙２）を参考に行う。
【住宅・家具用洗剤】
・製品に記載された使用方法どおりに使用する。
【台所用洗剤】
・洗剤をうすめた溶液を布巾やペーパータオルにしみこませ、液が垂れないように絞って拭く。５分程度経ったら、清潔な布等で水拭きし、最後に乾拭きする。
・洗剤うすめ液はその都度使い切り、作り置きしない。
・手指や皮膚には使用しない。
・スプレーボトルで噴霧しない。

次亜塩素酸ナトリウム消毒液

＜消毒方法＞
・パンフレット「0.05％以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方」（別紙３）を参考に、市販の家庭用塩素系漂白剤を0.05％に希釈し消毒液を作る。消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭いた後、必ず清潔な布等で水拭きし、乾燥させる。
＜注意事項＞
・児童生徒等には扱わせない。
・消毒液は、絶対に噴霧しない。
・希釈した消毒液は、作り置きすると時間が経つにつれ効果が落ちていくので、その都度、使い切りとする。
・必ず手袋を着用する。
・他の薬品と混ぜない。手指消毒には絶対使用しない。
・色落ちしやすいものや腐食の恐れのある金属には使用しない。
・使用する家庭用塩素系漂白剤の注意事項をよく読み正しく扱う。

亜塩素酸水（一定の条件を満たすもの）

＜消毒方法＞
・製品の用法、用量に従って必要に応じて希釈する。
・遊離塩素濃度２５ppm 以上の亜鉛素案水をペーパータオル等に染みこませてから対象物を清拭し（拭いた後、数分以上置く）その後水気をとって乾燥させる。
・有機物が存在する環境下での使用が想定されている。

＜注意事項＞
・目に入ったり皮膚についたりしないように注意する。
・飲み込んだり、吸い込んだりしないように注意する。
・酸性の製品やその他の製品と混ぜたり、併用しない。
・製品に定められた、用法、用量を厳守する。
・使用の際は必ず換気をする。
・直射日光の当たらない、湿気の少ない冷暗所に保管する。
・製品の注意事項をよく読む。

換気

「密閉」の回避に加え、「３つの密」と大声にも注意し、喚起の徹底を図る。

□気候上、可能な限り、常時、それが難しい場合はこまめに（３０分１回以上数分間程度）教室の窓側と廊下側など２方向の窓（やドア）を同時に開けて換気を行う。（エアコン使用時であっても換気は必要）

※窓開けの幅は１０ｃｍ～２０ｃｍ

※上部の小窓や欄間を全開にする。

※廊下の窓を開けることも必要。

※換気扇や扇風機等で部屋の外に空気が流れるようにする。

□窓のない部屋は、常に出入り口のドアを開けておき、扇風機等を用いて部屋の外に風が流れるよう工夫して換気に努め、体育館のような天井の高い場所であっても、換気に努める。換気に伴う寒さ等に対しては衣服で調節することとし、児童生徒等及び教職員に十分周知しておく。

□換気に伴う体温低下に留意し、温かい服装の着用については、柔軟に対応する。

□適度な加湿は、ウイルス拡散防止の一助となるので無理のない範囲で取り組む。

児童生徒同士・教職員と児童生徒等の身体的距離の確保

□授業等における具体的な活動場面や使用する施設の状況等を踏まえた上で児童生徒等の間隔を可能な限りとり、座席間についても触れ合わない程度の距離を確保する。

その他

□発熱や風邪症状の見られる児童生徒等の対応にあたる教職員は、マスクを着用し、必要に応じて使い捨て手袋、ゴーグル、フェイスシールド等を着用する。対応後は、手洗い等を行う。使い捨てできない物（ゴーグル、フェイスシールド等）は、適切に消毒する。

□発熱や風邪症状の見られる児童生徒等の対応にあたり、保健室以外に別室を設けることが難しい場合は、保健室内をついたて等で区切り対応エリアを分ける等により他の児童生徒等（ケガ、心身の不調等）と可能な限り接しないようにする。

□医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患を有する児童徒等については、主治医や保護者等と連携を密にし、より慎重な対応を行う。

□トイレ内はよく換気する。フタがあるトイレの場合は、フタを閉めて水を流す。

感染症対策下における熱中症対策

□気温が上がる季節にあっては、体が暑さにまだ十分慣れていない、疲れがたまっている等の状況も予想される中、感染症対策を行いつつも、熱中症予防に努める。

＜対策ポイント＞

・エアコンのある教室等を中心に活動する。
・冷房時でも換気は必要であり、換気で室内温度が高くなるので、エアコンの温度設定をこまめに調整する。
・マスクを着用している場合は、強い負荷の作業等を避け、のどが渇かなくても定期的な水分補給を心掛ける。
・毎日の検温や風邪症状を含めた体調の確認は、熱中症予防においても有効。体調が悪いと感じた時は、無理せず自宅で休養する。

＜従来からの対策の徹底＞
・暑さ指数（WBGT）等を参考に、無理のない範囲で活動
（急に暑くなった時は要注意）
・活動前、活動中、活動後の適切な水分・塩分の補給
・個人の条件（体調や体力）を十分に考慮など

□熱中症を疑って救急搬送（または医療機関で受診）する際は、正確な情報提供を行う。
熱中症が疑われるのか、それとも新型コロナウイルス感染症が疑わしいのか等、
医療機関における判断の一助となるよう、救急隊（または医療機関）に対し、可能な範囲で正確な情報を伝える。

＜伝える情報の例＞
・基本情報(いつ、誰が、どうして、どのような状態か、持病等)
・行っていた教育活動とその活動環境
※症状が現れた時の現場の状況を伝えることが重要。
（活動内容、時間、場所、天気、気温・室温、湿度等）
・当日までの健康　状態等（発熱、風邪症状、その他症状等）
（例:3～4日前に風邪症状あり、濃厚接触者である等）
・家族の状況(家族が発熱中、家族が濃厚接触者である等)

＜場面別＞

・登下校

□校門や昇降口での密集が起こらないように留意する。

□通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合は、マスクの着用が推奨される。

・各教科活動等

【感染のリスクが比較的高い学習活動】
①児童生徒が対面形式となるグループワーク
②一斉に大きな声で話す活動
③児童生徒がグループで行う実験や観察
④児童生徒が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏
⑤児童生徒が行う共同制作等の表現や鑑賞の活動

⑥児童生徒がグループで行う調理実習
⑦組み合ったり接触したりする運動

「感染のリスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては以下に示すような一定の感染症対策を講じる。

□主体的・対話的で深い学びのための、グループ学習、班での話合い及びペアワーク等の活動は、少人数のグループで実施するなどし、大声での会話を控えた上で、必要な活動は積極的に取り組む。

□教室等は、可能な限り、常時、２方向の窓（ドア）を同時に開けて換気の徹底を図る。（エアコン使用時であっても換気は必要）。

□教材・教具・器具・用具などを使用する場合は、触れ合わない程度の距離を確保するとともに、使用前後の手洗いを徹底する。

□「児童生徒が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏」の場面においては、一定程度の距離（左右については肩が触れ合わない程度の距離）を確保し、原則、向かい合っての歌唱は控える。

□「児童生徒がグループで行う調理実習」における試食の際は、大声での会話は控える、向かい合わせにする場合には一定の距離を確保する。

２ 学校行事等

□児童生徒の貴重な教育機会を確保するため、感染状況のみを理由としての制限を行わない。

□感染状況のみを理由としての入場制限を行わない。

□可能な範囲で会場の椅子の間隔を空けるなど、触れ合わない距離を確保する。

□保護者等参加者に手洗いや咳エチケットの推奨及び大声を控えるよう要請する。

□国歌・校歌等の斉唱や合唱時、いわゆる「呼びかけ」を実施する等には一定程度の距離（左右については、肩が触れ合わない程度の距離）を確捕する。

（１）学習発表会、音楽会等

・地域や学校の状況を踏まえつつ、保護者等への公開も積極的に実施すること。

（２）文化祭

・多様な活動を実施すること。具体的な活動内容は、地域や学校の状況を踏まえて判断すること。

・地域や学校の状況を踏まえつつ、一般公開も積極的に実施すること。

・体育館等で実施する際は、十分な換気を行うこと。

・展示内容は、感染防止対策が十分であるものとすること。
・児童生徒が行う準備は、必要最小限の時間とすること。
・オンラインでの公開も検討すること。
・飲食（昼食を含む）を行う場所を指定し、感染症対策を徹底すること。

（３）体育祭・運動会等（球技大会形式を含む）

・多様な種目を実施すること。具体的な実施種目は、地域や学校の状況を踏まえて判断すること。
・地域や学校の状況を踏まえつつ、保護者等への公開する。
・飲食（昼食を含む。）を行う場所を指定し、感染症対策を徹底すること。
・気温や湿度等を確認し、必要に応じて熱中症対策を講じること。

（４）校外学習（キャリア教育、社会科見学等）

児童生徒のニーズを踏まえ、活動場所や訪問先の多様化を図りつつ実施するとともに活動内容の充実を図る。

・訪問先の感染状況や感染症対策について確認した上で、活動内容や日程等を決定すること。

（５）宿泊を伴う活動（自然体験活動等）

県内県外を問わず実施する。ただし、訪問先の感染状況には十分留意して計画を立てること。

（６）修学旅行

・修学旅行の実施については、「令和４年度修学旅行の実施における留意点について（通知）」（令和４年１０月１１日付け教学指第１１２０号、教特第７１４号）を参考とする。なお、実施に当たっては、訪問先の感染状況に十分留意して感染症対策を徹底すること。また、現地で感染者が出た場合の対応について予め整理しておくとともに、現地と学校、教育委員会との間で緊密な連絡を図ることができるよう危機管理体制を構築すること。併せて、保護者に対して説明し理解を得ること。

（７）講師を招いた講演会等

・児童生徒の多様な興味関心を喚起し、主体的な目標設定や学習意欲の向上につながるなど、キャリア教育の充実を図る観点からも重要な活動であり積極的に実施する。

（８）ボランティア活動等

・活動先の相手との打合せを十分に行い、感染防止対策を行うこと。

（９）１０００か所ミニ集会等

・来校者を特定するとともに、参加者に対して基本的な感染症対策を実施するよう要請すること。

(10) 学校説明会、体験入学等

・参加者に対して基本的な感染症対策を実施するよう要請すること。
・児童生徒が学校を訪問して実施する説明会のほか、オンラインでの実施も検討すること。

(11) 各種式典

・通常どおり実施し、保護者の参加も認める。併せて、式典の状況をインターネットで動画配信することも考えられること。

給食

□食事の前後の手洗いや咳エチケットを徹底する。

□手洗い及び手指のアルコール消毒を徹底しする。また、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとる。

□給食当番だけでなく、全ての児童生徒等が食事の前の手洗いを徹底する。

□身体的な距離が１ｍ以上確保できる学級については会話を行うことができる。１ｍ以上確保できない場合はこれまで通り黙食とする。

□受験期を迎えた中学校３年生の場合、受験が終了するまでの間、校長の判断で黙食とできる。

□陽性者が出ている場合、校長の判断で学級・学年・学校全体の範囲及び期間を設け黙食とする。

□大声での会話を控える。

□給食後の歯磨きや洗口については、児童生徒がお互いに十分な距離を確保でき、間隔を開けて換気の良い場所のみとし、飛沫が飛ばないように配慮する

□飲食時には十分な換気を行う。特に食事前に室内の空気と外気を入れ替えが行われていることが望ましい。

清掃活動

□換気の良い状態

□終了後は、必ず石けんで手洗いを行う。

休み時間

□教室等の窓（やドア）を大きく開放し、十分な換気を行う。

□特別教室やグラウンド等での活動後やトイレ使用後等、手洗いを徹底する。

□休み時間の行動について、必要に応じてルールを設定する等三密にならないように指導の工夫をする。

休み時間における制限緩和

ストレスや運動不足の解消の観点から、児童の外遊び（例えば、ドッジボール、 鬼ごっこなど、軽度の接触のある活動を含む。）を推奨する。

部活動

通常の活動（他校との練習試合や合宿、休日等の昼食を挟んだ活動を含む。）を実施する。ただし、クラスターの発生要因となる部室の利用や下校時の寄り道時の感染症対策を徹底すること。

□活動前の健康観察、活動前後の手洗いの徹底、また、屋内で実施する場合は、常時換気など換気を徹底する。

□部室や更衣室等の利用に当たっては、「３つの密」を可能な限り避け、こまめな換気や手洗いの徹底、身体的距離を確保する。

□部室内での集団での飲食は、換気が十分にできず、身体的距離を確保できない場合は控える。

□部活動での検温・健康観察カードの記録(必ず顧問が確認し、記録は保存)

□管理職は顧問に関し、感染症対策を盛り込んだ「部活動活動計画」の提出を求める

□大会にあたっては会場の移動や会場での更衣、飲食について、最大限に留意する。

□公式大会への参加については、令和４年８月１０日付け教学指第７７５号、教特第５２３号、教保体第６５５号「PCR 検査又は抗原検査で陰性が確認された場合の県立学校における部活動の大会参加について（通知　一部改正）」に準ずる。

★休日等の過ごし方についても、基本的な感染症対策に加え、不要不急の外出や混雑時の外出は避け、体調管理に留意した生活を送るように心がけ、児童生徒にも指導をお願いいたします。

7　児童生徒・教職員に感染者等が発生した場合

◎平常時から、感染者発生時に、保健所へ直ちに情報提供できるように、資料を準備しておく。(最低２週間分は必要)

※通常保護者から連絡が入る。また、学校での感染拡大が懸念される場合のみ保健所から連絡が入る。

※濃厚接触者で PCR 陽性だった場合も、同様とする。

【初期対応】

① 管理職は、感染者の情報をすみやかに市教委・学校教育課に報告する。

※把握した事案を専用様式にて報告
②対策本部の招集・全職員への連絡を行う。
③感染拡大が懸念される場合は、保健所とは、管理職が対応する。
④保健所の指導の下、対策本部は市教委・学校教育課と連携して今後の対応を検討する。

学校において、感染者が発生した場合、直ちに臨時休業を行うのではなく、感染者の学校内での活動状況を踏まえ、教育委員会や保健所に臨時休業の実施について相談する。学校においては、校長が感染者及び濃厚接触者を出席停止とする。（教職員の場合は、出勤させない扱い（19 頁参照）とする。）
これにとどまらず、学校の全部または、一部の臨時休業を行う必要の有無ついては、設置者が、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえ判断する。
学校内で、感染が広がっている可能性が高い場合などは、その感染が拡大している範囲に応じて、保健所と相談のうえ、学級や学年単位などの、必要な範囲にとどめる。
＜臨時休業を行う場合の留意点＞
① 学校の教育活動の継続ができるよう分散登校等について検討する。
② 児童生徒の保護者や児童生徒と連絡を密にして、心身の状況を的確に把握するように努め、悩みやストレスに関して、養護教諭やスクールカウンセラー等による支援や相談窓口の活用、児童相談所との連携を行う。
③ 臨時休業を行う場合は、保護者が休暇を取得する等の協力が必要になることから、感染拡大リスクに配慮しながら、子どもの居場所確保に向けた取り組みを検討する。

□感染者本人に係る詳細情報の収集
プライバシーに配慮しながら、できる範囲で時系列に行動履歴を確認する。
児童生徒　健康状態（発症日、症状）クラス　部活　出席状況　学校スケジュールなど
職員　健康状態（発症日、症状）　教科　クラス　部活　分掌　通勤手段　学校スケジュール　勤務状況など

※学校のスケジュール・行動履歴・健康調査表は、直近２週間のものが必要です。児童生徒及び職員の健康調査表は、必ず保存しておきましょう。

□保健所への速やかな情報提供により、保健所の行う「濃厚接触者の特定」に協力する。

※すみやかにリストを作成し、直ちに情報提供を行う。

＜提供資料例＞
関係者名簿（クラス別・部活別・教職員・マスクを外して接触していたもの） 健康観察記録・校内の感染対策状況・座席表・時間割・校舎配置図・月行事予定・週報・部活動計画

□感染者の家庭と連絡をとる。

□学校医へ感染状況を連絡する。

□臨時休業をする場合は、連絡内容を検討し、マチコミメール等を活用する。

□学年主任や担任、学年職員は、休業中の児童生徒の健康観察・学習課題について連絡をする。

□他学年の児童生徒・教職員の欠席状況・健康状況について確認する。

□学童保育や放課後デイサービス等に連絡する。

□教職員の勤務体制についても、検討する。

□報道等の窓口を決定し、教育委員会と連携し、情報収集・整理に努める。

□感染拡大に伴い、差別・偏見・いじめがおこらないよう配慮する。

□消毒作業を行う。（消毒用エタノール・次亜塩素酸ナトリウム使用※９～１０ページ参照）

□石けん手洗い・マスクの着用・手指のアルコール消毒を心がける。

★児童・生徒・教職員が濃厚接触者に特定された場合

※通常、学校には、保護者又は職員本人から連絡が入る。

□管理職は、市教委・学校教育課にすみやかに報告する。その後、所定の様式にて報告する

□対策本部の招集・全職員への連絡を行う。

□保健所との対応窓口は、管理職とし、必要に応じて対応する。

□当該児童生徒・教職員は、保健所が定めた期間、保健所の指導のもと、自宅待機を行う。

□症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要とされている。

□消毒においては、保健所の指導の下、次亜塩素酸ナトリウム消毒液(0.05%)または、消毒用エタノールを使用する。

□当該児童生徒又は教職員の行動範囲を考慮し、接触の可能性のある箇所を中心に校内を消毒する。

★医師や保健所の指示で、児童生徒・教職員が、PCR 検査を受けた場合

□対策本部を招集し、必要に応じて全職員に連絡

□該当者の感染が判明した場合の対応に備えて(保健所への情報提供)資料を準備する。

＜提供資料例＞

関係者名簿(クラス別・部活別・教職員・マスクを外して接触していたもの)
健康観察記録・校内の感染対策状況・座席表・時間割・校舎配置図・月行事予定・週報・部活動計画

□PCR 検査等を受けた場合は、結果が判明する場合は、出席停止
(学校保健法第１９条　※教職員は特別休暇)

□PCR 検査の結果、感染が確認されなかった場合の登校・出勤は、医師や保健所の指示に従うことが原則だが、登校可。

□当該児童・生徒が差別・偏見・いじめの対象にならないように十分に配慮する。

□陽性が判明した場合は、１６ページ参照

８　出席停止等の取扱い

※感染･濃厚接触者以外の場合を含む

児童生徒等の出席停止等の取扱いは、原則、以下のとおりとする。なお、参考として、教職員の場合の服務を示してあるが、詳細は必ず市教委学校教育課へ確認する。

状況		児童生徒等の出席停止	教職員
（1）	**感染が判明した場合**	治癒するまで、（保健所が指示する期間）**「学校保健安全法第１９条に基づく出席停止」**とする。	療養休暇（臨時的任用職員･会計年度任用職員は特別休暇により取り扱うことができる）
（2）	**濃厚接触者に特定された場合（「感染リスクが高い者」を含む）**	保健所が自宅待機などを求めた期間（感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から５日間が基本）、**「学校保健安全法第１９条に基づく出席停止」**とする。 （文部科学省：学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル2023.4.1ver9より）	職務に専念する義務の免除
（3）	**発熱や風邪症状や原因不明な体調不良等が見られる場合**	**「学校保健安全法第１９条に基づく出席停止」**とする。 （文部科学省：学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル2023.4.1Ver9より）	特別休暇
（4）	**児童生徒等に症状等はないが、同居する家族に発熱や風邪症状が見られる場合**	**「学校保健安全法第１９条に基づく出席停止」**とする。 （文部科学省：学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル2023.4.1Ver9より）	特別休暇（当該職員が勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に限る。）
（5）	**同居する家族が、濃厚接触者に特定された場合**	ＰＣＲ検査等の結果が判明するまで、**「学校保健安全法第１９条に基づく出席停止」**とする。	特別休暇

（6）	**児童生徒等又は同居の家族が、濃厚接触者ではないが、<u>医師や保健所の指示等でPCR検査等を受けた場合</u>**	ＰＣＲ検査等の結果が判明するまで、**「学校保健安全法第１９条に基づく出席停止」**とすることが可能である。 ※保護者が希望する場合は、出席停止扱いとする。	特別休暇

状況		児童生徒等の出席停止等の取扱い	教職員
（7）	**医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等が主治医や学校医に相談の上、登校すべきでないと判断された場合**	**「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」**とする。 （文部科学省：学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル2023.4.1Ver9より）	教職員本人に症状有： 特別休暇（診断書等あれば療養休暇）
（8）	**海外から帰国歳入国し、一定期間の自宅等での待機を要請された場合**	その期間は、**「学校保健安全法第１９条に基づく出席停止」**とする。（その後、健康状態に問題がなければ登校可） （文部科学省：学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル2023.4.1Ver9より）	検疫法第16条第2項に規定する停留（これに準ずるものを含む。）の対象となった場合： 特別休暇
（9）	**児童生徒が医療機関等においてワクチン接種を受ける場合**	**「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」**とする。（文部科学省：新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して集団で実施することについての考え方及び留意点等について令和3年6月22日事務連絡より）	職務に専念する義務の免除
（10）	**ワクチン接種による副反応が出た場合**	**「学校保健安全法第１９条に基づく出席停止」することが可能である。**（文部科学省：新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して集団で実施することについての考え方及び留意点等について令和3年6月22日事務連絡より）	職務に専念する義務の免除

（11）	**児童生徒等に症状等はないが保護者から学校を休ませたいと相談された場合**	同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合、その他校長が認める場合 →**「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」**とする。 （文部科学省：学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル2023.4.1Ver9より）	
（12）	**県のPCR検査等無料化事業を受検する場合**	検査実施拠点は、課業日以外にも稼働しており、必ずしも課業日に受検する必要がないことから、「欠席」とする。ただし、検査のうち、PCR検査及び抗原定量検査の結果を待つために、やむを得ず出席できない場合に限り、上記（11）の対応を可とする。	

【新型コロナウイルス感染症　陽性だった場合の療養期間】

症状がある場合

→症状が出た日から７日間以上経過、かつ症状軽快から２４時間以上経っていれば、検査なしで復帰可能

症状がない場合

→７日間（５日目に検査キットで陰性を確認した場合は５日間）

※コロナワクチン接種に伴う出欠等の取扱い

☐ 児童生徒がコロナワクチン接種のため、終日学校を休んだ場合→**出席停止**

☐ 児童生徒がコロナワクチン接種のため、遅刻又は早退した場合

→出席扱い（遅刻、早退扱いとしない。）

☐ 児童生徒がコロナワクチン接種後、副反応であるかどうかに関わらず、発熱等の症状が見られ、終日学校を休んだ場合　**→出席停止**

☐ 児童生徒の家族等同居人がコロナワクチン接種後に発熱等の症状が見られた場合　**→出席停止**

＜参考＞

校長は、新型コロナウイルス感染症にかかっている、 疑いがある、又はかかる恐れのある児童生徒等があるときは、学校　保健安全法に定める第一種感染症として、治癒するまで出席を停止させることができる。

【学校保健安全法第１９条、令和２年１月３１日付け文部科学について事務連絡より】

９ 児童生徒等への対する正しい知識等の指導と心のケア

児童生徒等が、新型コロナウイルス感染症及びその感染予防対策について正しい知識を身に付け、自ら感染のリスクを避ける行動をとることができるよう、指導資料※等を活用し、発達段階に応じた指導を行う。

中学生においては、自ら衛生管理に留意するように指導する。特に昼食を含む飲食の場面、下校時の飲食についての指導の徹底を図り、生徒自身の適切な行動により自校からの感染者をださない、感染リスク減らす自覚を持った行動がとれるように心の醸成に努める。

＜指導資料 指導内容の例＞

・手洗いは接触感染を予防するのに効果があること。

・きちんとした手洗いが感染を予防に役立つ。

※この機会に手洗いの正しい行い方を指導する。

・飛沫感染を防ぐためにも、３つの咳エチケットを実践する。

＜３つの咳エチケット＞

①熱中症に留意する。

②ティッシュやハンカチで口・鼻を覆う。

③とっさの時は袖で口・鼻を覆う。

・感染症を予防するには、運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続けることが有効であること。

・一人一人が感染症を予防するためにできることをしっかりやっていくことが大切であり、自分の生活や体調を振り返り行動することが感染拡大防止にもつながること。
・３つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り「密閉」「密集」「密接」しないようにすること。
・ＳＮＳで氾濫しているデマや誤った情報に惑わされないよう注意すること。
・心配なことがあったら、一人で抱え込まずに、周囲の人に相談すること。
・感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持にあたる方等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別は許されないこと。
・食事中の大声での会話を控える。
・児童生徒等の心のケアは重要であることから、きめ細やかな健康観察等により、児童生徒の健康状況を的確に把握するとともに、学校医と連携した健康相談等の実施、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による心理面及び福祉面からの支援等、関係職員が組織的に対応する。また、相談窓口（２４時間子ども SOS ダイヤル等）を積極的に活用する。

１０　教職員の感染予防の徹底等

多数の児童生徒等と接する立場にあることから、日頃から体調管理に努め、職場はもとより、職場外でも感染予防の徹底に努める。

特に、医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患を有する児童生徒等と接する機会がある教職員においては、感染リスクの高い場所に行く機会を減らす等一層の感染対策を行う。

□職場外の活動においても三密を避けるよう充分に留意し、職場内で感染を広げないように心がける。
□毎日、出勤前に必ず検温と風邪症状の確認を行い、発熱や風邪症状がある場合は、出勤を控え、管理職等へ連絡する。
□発熱や体調不良の場合は、かかりつけ医や近隣の医師に電話で相談すること
□出勤時、管理職等は、教職員に発熱や風邪症状がないことを確認する。
※毎朝「健康調査表」を記入し、出勤時に管理職等へ提出する。
※健康調査表は、必ず学校で保管する。

□ハンドソープを使った手洗いの徹底を図る（出勤後、授業や指導の前後、トイレの後、飲食の前後等）。

□適宜アルコール消毒を併用する。

□校長は、妊娠中の女性教職員に対して配慮する。（以下ホームページ参照）

・「『妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針』の一部改正について（通知）」（令和2年5月18日付け教職第218号）

・厚生労働省「妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10653.html

□感染・濃厚接触者・体調不良等で急遽出勤できなくなることもあることから、日頃から、業務内容や受け持ち学級の状況等の情報を共有しておくように努める。

□感染症対策や児童生徒の心のケア等を最前線で支える教職員の精神的負担に鑑み、管理職等は、教職員のメンタルヘルスにも十分配慮する